

横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金交付要綱

制 定 平成18年3月2日 福子放第10304号（市長決裁）

最近改正 令和6年2月22日 こ放第1411号（局長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、横浜市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱（平成27年2月26日こ放第930号。以下「届出要綱」という。）に基づき届出を行った事業所で、横浜市放課後キッズクラブ事業実施要綱（平成22年3月17日こ放第879号。以下「実施要綱」という。）に定める放課後キッズクラブ事業（以下「キッズクラブ事業」という。）を実施する運営主体等に対して予算の範囲内で交付する放課後キッズクラブ事業費補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定める。

2 補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第49号。以下「条例」という。）、補助金規則、届出要綱及び実施要綱の例による。

（補助金の区分及び補助対象経費）

第3条 この要綱における補助金の区分は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 運営費補助
- (2) 開設費補助
- (3) 準備費補助

2 前項に掲げる補助対象経費、補助基準額等は、別表1から別表10に定めるものとする。なお、運営費補助のうち、放課後児童支援員等キャリアアップ処遇改善費補助については本要綱に定めるほか「放課後児童支援員等キャリアアップ処遇改善費補助実施細目」（平成29年10月31日こ放第680号。以下「実施細目」という。）に必要な事項を定める。

3 第2項に基づき積算する補助金は、補助金の総額に百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、放課後キッズクラブが所在する区の区長（以下「区長」という。）が特に必要と認める場合は、こども青少年局長と協議の上、別表1から別表10に定める補助金を変更することができる。

（補助事業者）

第4条 この要綱における補助事業者は、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 運営費補助 実施要綱第3条に規定する者

- (2) 開設費補助及び準備費補助 横浜市放課後キッズクラブ運営法人の選定に関する要綱（平成17年12月20日福子放第10167号）第3条第1項及び第2項に規定する放課後キッズクラブ運営法人の選定を、当該年度に受けた者

2 前項の規定にかかわらず、区長は、前条第1項第2号に係る経費に関して、特に必要と認められた者について、こども青少年局長と協議のうえ、補助事業者とすることができる。

（交付の申請）

第5条 運営費補助の交付を受けようとする補助事業者は、区長が定める期日までに横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金交付申請書〔運営費補助〕（第2-1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付し、区長に提出しなければならない。ただし、添付書類については、その内容を満たす補助事業者の資料をもって代えることができるものとする。

- (1) 運営概況（第3号様式）
- (2) 活動計画書（第4号様式）
- (3) 収支予算書（第5号様式）
- (4) 資金計画表（第6号様式）
- (5) その他区長が必要と認める書類

2 開設費補助の交付を受けようとする補助事業者は、区長が定める期日までに横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金交付申請書〔開設費補助〕（第2-2号様式）に区長が必要と認める書類を添付し、区長に提出しなければならない。

3 準備費補助の交付を受けようとする補助事業者は、区長が定める期日までに横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金交付申請書〔準備費補助〕（第2-3号様式）に区長が必要と認める書類を添付し、区長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第6条 区長は、前条第1項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、適正と認める場合は補助金の交付額を決定し、横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金交付決定通知書〔運営費補助〕（第7-1号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

2 区長は、前条第2項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、適正と認める場合は補助金の交付額を決定し、横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金交付決定通知書〔開設費補助〕（第7-2号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

3 区長は、前条第3項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、適正と認める場合は補助金の交付額を決定し、横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金交付決定通知書〔準備費補助〕（第7-3号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（交付の時期等）

第7条 補助事業者の資金状況を勘案し、補助事業の完了前に補助金を交付しなければ、補助事業等を実施できない場合は、補助金規則第17条ただし書の規定により、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

- 2 前項に定める補助金の交付は、補助事業者からの請求に基づいて交付するものとする。
- 3 補助金の交付の時期及び各期の交付額は、前条に規定する交付決定通知書において示すところによる。

(執行状況報告及び交付額の変更)

第8条 運営費補助の交付を受けた補助事業者は、当該年度の7月、1月及びその他区長が必要と認める月において、補助金の執行状況を区長が定める期日までに横浜市放課後キッズクラブ事業執行状況報告書(第8号様式)により報告しなければならない。ただし、当該年度の年度途中に開設する放課後キッズクラブについてはこの限りではない。

- 2 運営費補助のうち別表1の加算補助を受ける補助事業者は、前項の書類と合わせて別表11に定める書類を区長に提出しなければならない。ただし、届出要綱や実施要綱等に基づき、区長が補助事業者から既に報告を受けている書類について、区長はその書類の提出を省略させることができる。
- 3 前項に定めるほか、区長は必要に応じて補助金の執行状況に関する書類の提出を補助事業者に求めることができる。
- 4 第1項及び第2項に定める執行状況報告又はその他事情により、交付額の変更申請を行うときは、区長が定める期日までに横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金変更交付申請書(第17号様式)に資金計画表(第6号様式)を添付し、区長に提出するものとする。
- 5 区長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、適正と認める場合は補助金の交付額を決定し、横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金変更交付決定通知書(第18号様式)により、補助事業者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 補助金規則第9条第1項の規定により定める申請の取下げの期間は、補助事業者が第6条に規定する交付決定通知書又は前条第5項に規定する変更交付決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して10日以内の日とする。

(実績報告)

第10条 運営費補助の交付を受けた補助事業者は事業終了後、区長が定める期日までに横浜市放課後キッズクラブ事業実績報告書[運営費補助](第19-1号様式)及び基本事業費報告書(第20号様式)に区長が必要と認める書類を添付し、区長に提出しなければならない。また、第7条第1項の規定により補助事業の完了前に補助金の全部又は一部の交付を受けた場合は、補助金の精算を行わなければならない。

- 2 運営費補助のうち、障害児受入推進加算補助及び障害児受入強化推進加算補助の交付を受けた補助事業者は、前項に規定する実績報告時に、障害児受入に係る補助対象経費等報告書(第21号様式)とその他区長が必要と認める書類を提出しなければならない。
- 3 運営費補助のうち、医療的ケア児受入加算補助の交付を受けた補助事業者は、第1項に規定する実績報告時に、医療的ケア児受入加算補助対象経費等報告書(第22号様式)とその他区長が必要と認める書類を提出しなければならない。

- 4 運営費補助のうち、育成支援体制強化加算補助の交付を受けた補助事業者は、第1項に規定する実績報告時に、育成支援体制強化加算補助対象経費等報告書（第23号様式）とその他区長が必要と認める書類を提出しなければならない。
- 5 運営費補助のうち、放課後児童支援員等キャリアアップ処遇改善費補助の交付を受けた補助事業者は、第1項に規定する実績報告時に、放課後児童支援員等キャリアアップ処遇改善費補助対象経費積算書（第24号様式）とその他区長が必要と認める書類を提出しなければならない。
- 6 運営費補助のうち、賃金改善加算補助の交付を受けた補助事業者は、第1項に規定する実績報告時に、賃金改善加算補助実施報告書（第25号様式）及び賃金改善加算補助賃金改善額等内訳書（第26号様式）とその他区長が必要と認める書類を提出しなければならない。
- 7 開設費補助の交付を受けた補助事業者は事業終了後、区長が定める期日までに横浜市放課後キッズクラブ事業実績報告書[開設費補助]（第19-2号様式）に区長が必要と認める書類を添付し、区長に提出しなければならない。また、第7条第1項の規定により補助事業の完了前に補助金の全部又は一部の交付を受けた場合は、補助金の精算を行わなければならない。
- 8 準備費補助の交付を受けた補助事業者は事業終了後、区長が定める期日までに横浜市放課後キッズクラブ事業実績報告書[準備費補助]（第19-3号様式）に区長が必要と認める書類を添付し、区長に提出しなければならない。また、第7条第1項の規定により補助事業の完了前に補助金の全部又は一部の交付を受けた場合は、補助金の精算を行わなければならない。

（補助金額の確定）

- 第11条 運営費補助の交付を受けた補助事業者に対する補助金規則第15条の規定による補助金額の確定の通知は、横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金交付額確定通知書 [運営費補助]（第27-1号様式）により通知するものとする。
- 2 開設費補助の交付を受けた補助事業者に対する補助金規則第15条の規定による補助金額の確定の通知は、横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金交付額確定通知書 [開設費補助]（第27-2号様式）により通知するものとする。
 - 3 準備費補助の交付を受けた補助事業者に対する補助金規則第15条の規定による補助金額の確定の通知は、横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金交付額確定通知書 [準備費補助]（第27-3号様式）により通知するものとする。

（決定の取消）

- 第12条 区長は、次のいずれかの事情が生じたときは、交付の決定の全部又は一部を取消することができる。
- (1) 実績報告書その他の書類を確認した結果、虚偽又は不正な手続によって補助金の交付を受けたものと認められるとき。
 - (2) この要綱及び実施要綱等に違反したとき。
 - (3) キッズクラブ事業実施方法が不適當であると区長が認めたとき。
 - (4) 実施要綱に定める条件を欠くに至った場合、その他キッズクラブ事業を補助する必要がなくなったと区長が認めたとき。
- 2 運営費補助の交付の決定の取消は、横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金交付決定取消通

知書〔運営費補助〕（第28－1号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

- 3 開設費補助の交付の決定の取消は、横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金交付決定取消通知書〔開設費補助〕（第28－2号様式）により、補助事業者に通知するものとする。
- 4 準備費補助の交付の決定の取消は、横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金交付決定取消通知書〔準備費補助〕（第28－3号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 区長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 2 区長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定額を超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第14条 補助事業者は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第29号様式）に必要な書類を添付し、区長へ報告しなければならない。

- 2 前項に定める報告について、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支社、支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うこと。
- 3 補助事業者は、第1項に規定する区長への報告を行った後、当該仕入控除税額分の補助金を市に返還しなければならない。

（財産の処分の制限）

第15条 補助金規則第25条の規定により財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械器具等については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（令和5年こども家庭庁告示第9号）又は「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成14年文部科学省告示第53号）に定めるとおりとする。

（暴力団排除に関する取扱い）

第16条 次の各号に該当する者は、この補助金の交付の対象としない。

- (1) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号の暴力団
- (2) 同条例同条第4号の暴力団員等
- (3) 同条例同条第5号の暴力団経営支配法人等
- (4) 同条例第7条の暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者

- 2 区長は、必要に応じ申請者又は第6条の交付の決定を受けたものが、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。
- 3 区長は、交付の決定を受けたものが、第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(書類の整備等)

第17条 補助事業者は、キッズクラブ事業の適正な管理を図るため、児童の利用状況、職員の出勤状況及びキッズクラブ事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿等を備え保管するとともに、これらについての証拠書類を整理し、各年度のキッズクラブ事業終了後5年間保存しなければならない。

(調査又は報告)

第18条 区長は、補助金の適正な執行を確認するため等、必要があると認めるときは、補助事業者に対して、前条の書類を閲覧し、又は提出を求め、運営状況を調査し、又は報告を徴することができる。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項については、別にも青少年局長が定める。

附 則 (平成18年3月2日福子放第10304号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年3月2日から施行し、平成18年度の予算に係る補助金等から適用する。
(横浜市放課後キッズクラブ実施要綱の廃止)
- 2 横浜市放課後キッズクラブ事業実施要綱(平成16年7月1日)は、平成18年3月31日限り廃止する。

附 則 (平成18年6月12日こ放第210号)

この要綱は、平成18年6月12日から施行する。

附 則 (平成18年9月30日こ放第377号)

この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月12日こ放第841号)

この要綱は、平成19年3月12日から施行し、平成19年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則 (平成19年3月30日こ放第981号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年5月31日こ放第142号)

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成19年9月6日こ放第433号）
この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

附 則（平成19年11月28日こ放第670号）
この要綱は、平成20年1月4日から施行する。

附 則（平成20年2月28日こ放第884号）
この要綱は、平成20年2月28日から施行し、平成20年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則（平成20年8月27日こ放第353号）
この要綱は、平成20年9月1日から施行する。

附 則（平成21年3月19日こ放第839号）
この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則（平成21年8月27日こ放第458号）
この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

附 則（平成22年3月17日こ放第880号）
この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則（平成22年10月21日こ放第494号）
この要綱は、平成22年10月21日から施行する。

附 則（平成23年3月11日こ放第900号）
この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則（平成23年6月30日こ放第662号）
この要綱は、平成23年6月30日から施行し、平成23年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成24年3月15日こ放第958号）
この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成24年6月29日こ放第281号）
この要綱は、平成24年6月29日から施行し、平成24年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成24年8月7日こ放第391号）
この要綱は、平成24年8月7日から施行する。
なお、税制改正前の扶養控除を適用した減免については、平成24年6月1日より施行する。

附 則（平成24年10月1日こ放第720号）
この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成25年3月11日こ放第995号）
この要綱は、平成25年3月11日から施行し、平成25年度の予算に係る補助金から適用する。ただし、横浜市放課後キッズクラブ事業実績報告書（第15号様式）に係る改正規定は、平成24年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成25年10月18日こ放第632号）
この要綱は、平成25年10月18日から施行し、平成25年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成26年3月10日こ放第948号）
この要綱は、平成26年3月10日から施行し、平成26年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成26年10月1日こ放第623号）
この要綱は、平成26年10月1日から施行し、平成26年度中に交付する補助金から適用する。

附 則（平成27年3月10日こ放第971号）
この要綱は、平成27年3月10日から施行し、平成27年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成27年10月1日こ放第656号）
この要綱は、平成27年10月1日から施行し、平成27年度中に交付する補助金から適用する。

附 則（平成28年3月10日こ放第1158号）
この要綱は、平成28年3月10日から施行し、平成28年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成28年7月25日こ放第403号）
この要綱は、平成28年7月25日から施行し、平成28年度中に交付する補助金から適用する。

附 則（平成28年11月1日こ放第663号）
この要綱は、平成28年11月1日から施行し、平成28年度中に交付する補助金から適用する。

附 則（平成29年3月10日こ放第1118号）
この要綱は、平成29年3月10日から施行し、平成29年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成29年10月31日こ放第678号）
この要綱は、平成29年11月1日から施行し、平成29年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成30年1月15日こ放第882号）
この要綱は、平成30年1月15日から施行し、平成29年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成30年3月8日こ放第1068号）
この要綱は、平成30年3月8日から施行し、平成30年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成30年10月1日こ放第623号）
この要綱は、平成30年10月1日から施行し、平成30年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成31年3月1日こ放第1090号）
この要綱は、平成31年3月1日から施行し、平成31年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和2年3月1日こ放第1098号）
この要綱は、令和2年3月1日から施行し、令和2年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和2年9月10日こ放第977号）

この要綱は、令和2年9月10日から施行し、令和2年度中に交付する補助金から適用する。

附 則（令和3年3月1日こ放第2142号）

この要綱は、令和3年3月1日から施行し、令和3年度中に交付する補助金から適用する。

附 則（令和4年2月25日こ放第2225号）

この要綱は、令和4年2月25日から施行し、令和4年度中に交付する補助金から適用する。賃金改善加算補助については、令和3年度に当該事業所において運営費補助の交付を受けた事業者のみ補助対象期間を令和4年2月1日に遡及して適用する。

附 則（令和4年7月1日こ放第1641号）

この要綱は、令和4年7月1日から施行し、令和4年度中に交付する補助金から適用する。

附 則（令和5年2月27日こ放第2747号）

この要綱は、令和5年2月27日から施行し、令和5年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和5年6月20日こ放第479号）

この要綱は、令和5年6月20日から施行し、令和5年度中に交付する補助金から適用する。

附 則（令和5年8月23日こ放第728号）

この要綱は、令和5年8月23日から施行し、令和5年度中に交付する補助金から適用する。

附 則（令和5年12月7日こ放第1118号）

この要綱は、令和5年12月7日から施行し、令和5年度中に交付する補助金から適用する。

附 則（令和6年2月22日こ放第1411号）

この要綱は、令和6年2月22日から施行し、令和6年度の予算に係る補助金から適用する。

別表1 (第3条第2項)
【放課後キッズクラブ事業費補助金算定基準】

項目		金額		基準年月	算定基準	補助対象経費
基本補助	基礎部分 (支援の単位あたり)				別表2のとおり	
	子ども教室基礎部分 (1クラブあたり)					
	子ども教室規模調整部分 (1クラブあたり)					
基本事業費	開所日数加算補助 (支援の単位あたり)	19,000円/日		当該年度の4月から3月までの実績	年間250日を超えて開所している日数	人件費・事業費・管理運営費等
	長時間開所加算補助 (支援の単位あたり)	30分あたり	92,000円/年	当該年度の4月から3月までの実績	支援の単位が2つ以上あるクラブについて、2単位目以降の支援の単位が土曜日及び学校休業日に8時間を超えて開所している年間平均時間数 ※年間平均時間数は、30分単位で算定するものとする。 (30分未満の端数は切り捨て)	
	夏季休業期間加算補助 (1クラブあたり)		19,000円/日	当該年度の4月から8月までの実績	7・8月の支援の単位数の平均(※)が、4～6月の支援の単位数の平均(※)と比較して増えていたクラブについて、当該単位に必要な条例第10条第2項で定める職員最低配置基準を満たし、開所している日数 ※小数点以下切り上げ	
	子ども教室加算補助 (1クラブあたり)		1,186,000円/年	当該年度の4月から6月までの実績	クラブ全体の平均利用児童数に対するわくわく【区分1】の平均利用児童数の各月の割合の平均が40%から50%を占める場合 ※小数点以下切り上げ クラブ全体の平均利用児童数に対するわくわく【区分1】の平均利用児童数の各月の割合の平均が51%以上を占める場合 ※小数点以下切り上げ	
運営費補助	障害児受入加算補助 (1人あたり)				別表3のとおり	
	障害児受入推進加算補助 (支援の単位あたり)				別表4のとおり	
	障害児受入強化推進加算補助 (支援の単位あたり)				別表5のとおり	
	医療的ケア児受入加算補助 (支援の単位あたり)				別表6のとおり	
	育成支援体制強化加算補助 (1クラブあたり)				別表7のとおり	
	放課後児童支援員等キャリアアップ処遇改善費補助 (支援の単位あたり)	上限	919,000円/年	当該年度の4月から3月までの実績 ※2、3月は1月の実績を適用するものとする	放課後児童支援員等の賃金改善に要した費用	賃金改善に要する経費
特別加算	賃金改善加算補助 (常勤職員換算1.0人あたり)				別表8のとおり	
	保護者負担減額相当補助 (1人あたり)	上限	2,500円/月	当該年度の4月から3月までの実績 ※1～3月は12月の実績を適用するものとする	実施要綱別表3に規定する保護者負担減額相当補助の対象となる世帯の児童	減免対象児童の保護者負担金の減免に要する費用
	人材育成加算補助 (1クラブあたり)	常勤職員1人あたり 4,000円 非常勤職員1人あたり 2,500円		当該年度の4月から12月までの実績	横浜市が指定する研修を受講した職員の人数 ※実施要綱第9条4項に基づく研修計画を策定し、運営法人が主催となる研修を1回以上実施することを要件とする。 ※同一人物が複数回研修を受講した場合でも人数は1人分とする。	研修受講に要する人件費・研修開催に要する経費等
	常勤職員の産前・産後休暇に伴う代替職員配置経費補助 (1人あたり)				別表9のとおり	
活動場所加算補助 (1クラブあたり)				別表10のとおり		
その他	ウクライナ避難民支援加算補助 (1人あたり)	利用料 上限	5000円/月 (7、8月のみ 5500円/月)	当該年度の4月から3月までの実績 ※1～3月は12月の実績を適用するものとする	実施要綱第20条に規定されている児童	利用料相当額(利用実態がある場合に限る。一時利用料を含む。)
		保険料 上限	800円/年			保険料相当額
		おやつ代	実費相当額			実費相当額
		その他保護者負担金	実費相当額			実費相当額 (特別な行事や教材にかかる費用等)
開設費補助 (1か所あたり)		800,000円/年		新規に開設または運営法人が変更になる放課後キッズクラブの初度調弁費	初度調弁費	
準備費補助 (1か所あたり)		400,000円/年		新規に開設または運営法人が変更になる放課後キッズクラブの準備人件費	人件費等	

注1 開所月数が12か月に満たない放課後キッズクラブについては、原則として開所月数に応じた補助金額とする(百円未満切捨て)。

注2 実績の小数点以下の端数は切り上げて計算するものとする。

注3 常勤職員については、運営主体は令和3年度の処遇を維持または向上するよう努めなければならない。非常勤職員は、神奈川県最低賃金を下回らないものとする。

注4 新たに設置する小学校(統合校及び分校を除く)に放課後キッズクラブを開設する場合には、開設費補助は1,600,000円/年とする。

注5 日枝小学校放課後キッズクラブについては、2,353,000円を基本補助額に加算するものとする。

注6 市場小学校放課後キッズクラブについては、2,164,000円を基本補助額に加算するものとする。

注7 勝田小学校放課後キッズクラブについては、615,000円を基本補助額に加算するものとする。

注8 補助対象経費には、当該放課後キッズクラブの実施に関わらない経費は含まない。

注9 当該年度の4月から3月の各月1日時点における支援の単位ごとの対象児童数の平均が10人未満となる支援の単位(クラブ全体で対象児童数の平均が10人未満となるクラブを除く)及び当該年度の4月から3月までの年間開所日数が200日に満たない支援の単位については、基本補助(基礎部分)、障害児受入推進加算補助、障害児受入強化推進加算補助、医療的ケア児受入加算補助及び放課後児童支援員等キャリアアップ処遇改善費補助の補助対象とならない。

注10 クラブが運営する全ての支援の単位の当該年度の4月から3月までの年間開所日数が200日に満たない場合は、基本補助(子ども教室基礎部分及び子ども教室規模調整部分)及び子ども教室加算補助を除き別表1に規定する全ての基本事業費及び特別加算について、補助対象とならない。

別表2（第3条第2項）

項目	基本補助																	
補助基準額	基本補助は、次の（1）から（3）の合計額とする。																	
	<p>（1）基礎部分</p> <p>当該年度の4月から3月の各月1日時点における支援の単位ごとの対象児童数の平均及び当該年度の4月から3月までの支援の単位ごとの年間開所日数に応じて、支援の単位ごとに次のとおり補助上限額（年額）を決定する。</p> <table border="1" data-bbox="408 369 1358 533"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象児童数</th> <th colspan="2">年間開所日数</th> </tr> <tr> <th>200～249日</th> <th>250日以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10～19人</td> <td>2,351,000円</td> <td>3,716,000円</td> </tr> <tr> <td>20～40人</td> <td>3,099,000円</td> <td>5,267,000円</td> </tr> </tbody> </table>	対象児童数	年間開所日数		200～249日	250日以上	10～19人	2,351,000円	3,716,000円	20～40人	3,099,000円	5,267,000円						
	対象児童数		年間開所日数															
		200～249日	250日以上															
10～19人	2,351,000円	3,716,000円																
20～40人	3,099,000円	5,267,000円																
<p>（2）子ども教室基礎部分</p> <p>1クラブあたり 2,164,000円（年額）</p>																		
<p>（3）子ども教室規模調整部分</p> <p>当該年度の4月から6月の支援の単位数の平均及び対象児童数に応じて、次の通り補助額を決定する。なお、対象児童数の平均については、小数点以下を切り上げるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="408 775 1358 1021"> <thead> <tr> <th>支援の単位数</th> <th>対象児童数</th> <th>補助額（年額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>19人以下</td> <td>2,372,000円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>20人以上</td> <td>2,224,000円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>-</td> <td>1,927,000円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>-</td> <td>1,779,000円</td> </tr> <tr> <td>4以上</td> <td>-</td> <td>1,038,000円</td> </tr> </tbody> </table>	支援の単位数	対象児童数	補助額（年額）	1	19人以下	2,372,000円	1	20人以上	2,224,000円	2	-	1,927,000円	3	-	1,779,000円	4以上	-	1,038,000円
支援の単位数	対象児童数	補助額（年額）																
1	19人以下	2,372,000円																
1	20人以上	2,224,000円																
2	-	1,927,000円																
3	-	1,779,000円																
4以上	-	1,038,000円																
補助額の減算	4月から3月までのクラブ全体の対象児童数の平均が10人未満となったクラブは、基礎部分は対象児童数が「10～19人」の欄を適用するものとするが、基礎部分の合計額より290,000円を減算する。																	
補助対象経費	人件費・事業費・管理運営費等																	
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・実施要綱第6条第2項に定める開所時間を通じて、条例第10条第2項に定める職員の最低配置基準を満たしていない日については、基礎部分の開所日数の算定に含めることができない。ただし、支援の単位が2つ以上あるクラブにおいて、2以降の支援単位が、条例第18条第1項第1号又は第2号に定める時間を通じて、条例第10条第2項に定める職員の最低配置基準を満たしている場合は、当該支援の単位について基礎部分の開所日数の算定に含めることができる。 ・当該年度の4月1日時点の支援単位ごとの対象児童数が40人以下であったが、当該年度の4月から3月までの対象児童数の平均が41人以上45人以下となった支援の単位については、基礎部分は「20～40人」の欄の補助額を適用するものとする。 																	

別表3（第3条第2項）

項目	障害児受入加算補助
補助対象児童	わくわく【区分1】登録かつ以下のいずれかの条件を満たす児童 (1) 特別支援学校又は個別支援学級に在籍している児童 (2) 一般学級に在籍している児童のうち、「身体障害者手帳」、「療育手帳（愛の手帳）」または「精神障害者保健福祉手帳」の写しが提出されている児童 (3) 就学している小学校等から児童の状況についての副申が記載された「支援や配慮を要する児童の申立書（第1号様式）」及び「児童状況書（第1の2号様式）」が提出されている児童
算定基準	当該年度の4月から3月までの補助対象児童の利用児童数 ※1～3月は12月の実績を適用するものとする。
補助額 （年額）	1人あたり 483,000円
補助対象経費	人件費・事業費・管理運営費等

別表4（第3条第2項）

項目	障害児受入推進加算補助														
補助対象児童	次のいずれかの条件を満たす児童 (1) 特別支援学校又は個別支援学級に在籍している児童 (2) 一般学級に在籍している児童のうち、「身体障害者手帳」、「療育手帳（愛の手帳）」または「精神障害者保健福祉手帳」の写しが提出されている児童 (3) 就学している小学校等から児童の状況についての副申が記載された「支援や配慮を要する児童の申立書（第1号様式）」及び「児童状況書（第1の2号様式）」が提出されている児童 (4) 別表6に定める医療的ケア児受入加算補助の補助対象児童														
補助上限額の算定期間	当該年度の4月から3月までのうち、すくすく【区分2】登録の補助対象児童の利用見込みがある月 ※1～3月は12月の実績を適用するものとする 【利用見込みがあるとする条件と補助対象期間】 次のいずれかの条件に該当する場合、利用見込みがあるものとする。 条 件①：すくすく【区分2】登録の補助対象児童の利用登録があった場合 補助対象期間：すくすく【区分2】登録の補助対象児童の利用登録があった月から3月まで 条 件②：わくわく【区分1】登録の補助対象児童の利用登録があった場合 ※条件①に該当する支援の単位がない場合に限り、申請することができる。 補助対象期間：わくわく【区分1】登録の補助対象児童の利用登録があった月から3月まで														
補助上限額	当該年度の4月から3月において、実施要綱第6条第1項に定める開所日のうち、条例第10条第2項及び実施要綱第8条第1項で定める職員最低配置基準に加えて1人以上職員を追加配置した日数に応じて、次のとおり支援の単位ごとに各月の補助上限額を決定する。1月から3月の実績については12月の実績を適用する。なお、支援の単位ごとの年間の補助上限額は2,009,000円とする。 <table border="1" data-bbox="406 1541 1358 1832"> <thead> <tr> <th>職員を追加配置した日数（1か月あたり）</th> <th>補助上限額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18日以上</td> <td>168,000円</td> </tr> <tr> <td>13日以上17日以下</td> <td>151,000円</td> </tr> <tr> <td>9日以上12日以下</td> <td>118,000円</td> </tr> <tr> <td>5日以上8日以下</td> <td>84,000円</td> </tr> <tr> <td>3日以上4日以下</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>2日以下</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	職員を追加配置した日数（1か月あたり）	補助上限額（月額）	18日以上	168,000円	13日以上17日以下	151,000円	9日以上12日以下	118,000円	5日以上8日以下	84,000円	3日以上4日以下	50,000円	2日以下	0円
職員を追加配置した日数（1か月あたり）	補助上限額（月額）														
18日以上	168,000円														
13日以上17日以下	151,000円														
9日以上12日以下	118,000円														
5日以上8日以下	84,000円														
3日以上4日以下	50,000円														
2日以下	0円														
補助対象経費	年間を通じて障害児を受け入れるために配置した職員（「以下、障害児受入職員」という。）に要した人件費（ただし、異なる支援の単位で同一の職員を補助対象とすることはできない。） ※年間の補助上限額と補助対象経費を比較して、低い額で決定														
研修の受講	障害児受入推進加算補助の交付を受ける放課後キッズクラブは、交付を受ける年度において、児童の育成支援にあたる職員全員に横浜市が指定する研修を受講させなければならない。														

別表5（第3条第2項）

項目	障害児受入強化推進加算補助																			
補助対象児童	次のいずれかの条件を満たす児童 (1) 特別支援学校又は個別支援学級に在籍している児童 (2) 一般学級に在籍している児童のうち、「身体障害者手帳」、「療育手帳（愛の手帳）」または「精神障害者保健福祉手帳」の写しが提出されている児童 (3) 就学している小学校等から児童の状況についての副申が記載された「支援や配慮を要する児童の申立書（第1号様式）」及び「児童状況書（第1の2号様式）」が提出されている児童																			
区分	支援の単位ごとの補助対象児童の登録児童数に応じて、交付を受けることができる区分を支援の単位ごとに決定する。																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>区分の説明</th> <th>交付を受けるための要件</th> <th>交付を受けることができる区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>強化①</td> <td>障害児受入推進加算補助による追加配置に加え、更に1名職員を配置する</td> <td>支援の単位ごとの補助対象児童の登録児童数が3人以上</td> <td>強化①</td> </tr> <tr> <td>強化②</td> <td>強化①による追加配置に加え、更に1名職員を配置する</td> <td>支援の単位ごとの補助対象児童の登録児童数が6人以上</td> <td>強化①+強化②</td> </tr> <tr> <td>強化③</td> <td>強化②による追加配置に加え、更に1名職員を配置する</td> <td>支援の単位ごとの補助対象児童の登録児童数が9人以上</td> <td>強化①+強化②+強化③</td> </tr> </tbody> </table>	区分	区分の説明	交付を受けるための要件	交付を受けることができる区分	強化①	障害児受入推進加算補助による追加配置に加え、更に1名職員を配置する	支援の単位ごとの補助対象児童の登録児童数が3人以上	強化①	強化②	強化①による追加配置に加え、更に1名職員を配置する	支援の単位ごとの補助対象児童の登録児童数が6人以上	強化①+強化②	強化③	強化②による追加配置に加え、更に1名職員を配置する	支援の単位ごとの補助対象児童の登録児童数が9人以上	強化①+強化②+強化③			
区分	区分の説明	交付を受けるための要件	交付を受けることができる区分																	
強化①	障害児受入推進加算補助による追加配置に加え、更に1名職員を配置する	支援の単位ごとの補助対象児童の登録児童数が3人以上	強化①																	
強化②	強化①による追加配置に加え、更に1名職員を配置する	支援の単位ごとの補助対象児童の登録児童数が6人以上	強化①+強化②																	
強化③	強化②による追加配置に加え、更に1名職員を配置する	支援の単位ごとの補助対象児童の登録児童数が9人以上	強化①+強化②+強化③																	
補助上限額の算定期間	支援の単位ごとに、それぞれ下記の期間とする。なお、1～3月は12月の実績を適用するものとする。																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>算定期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>強化①</td> <td>支援の単位ごとの補助対象児童の登録児童数が3人以上である月数</td> </tr> <tr> <td>強化②</td> <td>支援の単位ごとの補助対象児童の登録児童数が6人以上である月数</td> </tr> <tr> <td>強化③</td> <td>支援の単位ごとの補助対象児童の登録児童数が9人以上である月数</td> </tr> </tbody> </table>	区分	算定期間	強化①	支援の単位ごとの補助対象児童の登録児童数が3人以上である月数	強化②	支援の単位ごとの補助対象児童の登録児童数が6人以上である月数	強化③	支援の単位ごとの補助対象児童の登録児童数が9人以上である月数											
区分	算定期間																			
強化①	支援の単位ごとの補助対象児童の登録児童数が3人以上である月数																			
強化②	支援の単位ごとの補助対象児童の登録児童数が6人以上である月数																			
強化③	支援の単位ごとの補助対象児童の登録児童数が9人以上である月数																			
補助上限額	実施要綱第6条第1項に定める開所日のうち、障害児受入推進加算補助による追加配置に加え、更に職員を追加配置した日数に応じて、強化①、強化②、強化③でそれぞれ、次のとおり支援の単位ごとに各月の補助上限額を決定する。1月から3月については12月の実績を適用する。なお、支援の単位ごとの年間の補助上限額は強化①、強化②、強化③それぞれ2,000,000円とする。																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職員を追加配置した日数（1か月あたり）</th> <th>補助上限額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18日以上</td> <td>167,000円</td> </tr> <tr> <td>13日以上17日以下</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>9日以上12日以下</td> <td>117,000円</td> </tr> <tr> <td>5日以上8日以下</td> <td>84,000円</td> </tr> <tr> <td>3日以上4日以下</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>2日以下</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	職員を追加配置した日数（1か月あたり）	補助上限額（月額）	18日以上	167,000円	13日以上17日以下	150,000円	9日以上12日以下	117,000円	5日以上8日以下	84,000円	3日以上4日以下	50,000円	2日以下	0円					
職員を追加配置した日数（1か月あたり）	補助上限額（月額）																			
18日以上	167,000円																			
13日以上17日以下	150,000円																			
9日以上12日以下	117,000円																			
5日以上8日以下	84,000円																			
3日以上4日以下	50,000円																			
2日以下	0円																			
補助対象経費	年間を通じて障害児受入職員の配置に要した人件費（ただし、異なる支援の単位で同一の職員を補助対象とすること及び障害児受入推進加算補助の補助対象となった職員を補助対象とすることはできない。） ※年間の補助上限額と補助対象経費を比較して、低い金額で決定																			

別表6（第3条第2項）

項目	医療的ケア児受入加算補助									
補助対象児童	<p>次のすべての条件を満たす児童</p> <p>(1) 放課後キッズクラブのすくすく区分（区分2A・B）に在籍する児童で日常的に看護師等による医療的ケアを必要とする児童のうち、児童が通う学校において医療的ケアを受けている又は受ける予定である児童</p> <p>(2) 主治医からキッズクラブでの活動において医療的ケアが必要とされた児童</p> <p>(3) 保護者から医療的ケアの利用申し込みがあり、放課後キッズクラブでの医療的ケアの実施内容について保護者の同意が得られた児童</p> <p>(4) 上記(1)～(3)の条件を満たす児童の受入れについて、看護師等の配置が可能な見込みであると本市が確認していること。</p> <p>※ 医療的ケアとは次のいずれかに該当するものをいう。</p> <table border="1" data-bbox="386 483 1171 694"> <tr> <td data-bbox="386 483 1171 539">・ 口腔内の喀痰吸引（①口腔内、②鼻腔内、③気管カニューレ内部）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="386 539 1171 595">・ 経管栄養（①胃ろう又は腸ろう、②経鼻）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="386 595 1171 651">・ 導尿</td> </tr> <tr> <td data-bbox="386 651 1171 694">・ その他こども青少年局長が必要と定める医療的ケア</td> </tr> </table>	・ 口腔内の喀痰吸引（①口腔内、②鼻腔内、③気管カニューレ内部）	・ 経管栄養（①胃ろう又は腸ろう、②経鼻）	・ 導尿	・ その他こども青少年局長が必要と定める医療的ケア					
・ 口腔内の喀痰吸引（①口腔内、②鼻腔内、③気管カニューレ内部）										
・ 経管栄養（①胃ろう又は腸ろう、②経鼻）										
・ 導尿										
・ その他こども青少年局長が必要と定める医療的ケア										
補助上限額の算定期間	補助対象児童が放課後キッズクラブを利用し、看護師等を配置した月数									
補助上限額	<p>実施要綱第6条第1項に定める開所日のうち、看護師等を配置した期間に応じて、次のとおり支援の単位ごとに各月の補助額を決定する。1月から3月の実績については12月の実績を適用する。なお、支援の単位ごとの年間補助上限額は「配置」が4,061,000円、「送迎」が1,353,000円とする。</p> <table border="1" data-bbox="386 994 1257 1162"> <thead> <tr> <th data-bbox="386 994 475 1050">区分</th> <th data-bbox="475 994 997 1050">要件</th> <th data-bbox="997 994 1257 1050">補助上限額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="386 1050 475 1106">配置</td> <td data-bbox="475 1050 997 1106">医療的ケアを実施する看護師等を配置した場合</td> <td data-bbox="997 1050 1257 1106">339,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="386 1106 475 1162">送迎</td> <td data-bbox="475 1106 997 1162">送迎、付き添いに伴う看護師等を配置した場合</td> <td data-bbox="997 1106 1257 1162">113,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	要件	補助上限額（月額）	配置	医療的ケアを実施する看護師等を配置した場合	339,000円	送迎	送迎、付き添いに伴う看護師等を配置した場合	113,000円
区分	要件	補助上限額（月額）								
配置	医療的ケアを実施する看護師等を配置した場合	339,000円								
送迎	送迎、付き添いに伴う看護師等を配置した場合	113,000円								
補助対象経費	<p>配置：医療的ケアを実施する看護師等の人件費・交通費</p> <p>送迎：補助対象児童の送迎付き添いに伴う看護師等の人件費・交通費</p> <p>※年間の補助上限額と補助対象経費を比較して、低い額で決定</p>									
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当面の間「看護師等」は「看護師」と読み替えるものとする。 ・ 補助対象経費に記載している看護師等の業務を外部委託等により実施し、クラブの運営主体が委託費等として支出する場合も、当該加算補助の対象とする。 ・ 補助金規則第24条ただし書きの規定により、補助事業者は、補助対象児童の受入れ支援にかかる補助金の補助事業等に係る業務の委託等を行う場合、2人以上の市内事業者による入札又は見積書の徴収を省略することができる。 ・ 当該加算補助の補助対象となった看護師等は、条例第10条第2項及び実施要綱第8条第1項に定める職員の最低配置基準に含めることはできない。 ・ 当該加算補助の補助対象となった看護師等は、障害児受入推進加算補助及び障害児受入強化推進加算補助の補助対象とすることができない。 									

別表7（第3条第2項）

項目	育成支援体制強化加算補助
補助上限額 (年額)	1クラブあたり 1,451,000円
補助対象経費	<p>育成支援の周辺業務を行う職員（以下「運営事務等を行う職員」という。）の配置等に要する経費 なお、運営事務等を行う職員は次の業務を行うこととする。</p> <p>(1) 業務の実施状況に関する日誌（児童の出欠席、職員の服務に関する状況等）の作成 (2) おやつ発注、購入等 (3) 遊びの環境と施設の安全点検、衛生管理（清掃や消毒等）、整理整頓 (4) 会計事務等 (5) 児童の宿題等の学習活動が自主的に行える環境整備の補助 (6) その他、クラブの運営に関わる業務や育成支援の周辺業務</p>
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・上記(1)～(6)に記載している運営事務等を行う職員の業務を外部委託等により実施し、クラブの運営主体が委託費等として支出する場合も、当該加算補助の対象とする。 ・放課後児童支援員等、児童の育成支援にあたる職員の人件費は、当該加算補助の対象とならない。ただし、育成支援にあたる常勤職員が事務処理等の事務を行うための超過勤務手当その他これに類する費用については、当該加算補助の対象とする。 ・当該加算補助の補助対象となった運営事務等を行う職員は、実施要綱第8条第1項に定める職員の最低配置基準に含めることはできない。

別表8（第3条第2項）

項目	賃金改善加算補助
補助対象者	放課後児童支援員、補助員、事務職員等のクラブに勤務する職員（非常勤職員を含み、経営に携わる運営主体の役員である職員を除く）
補助対象経費	<p>(1) 職員の賃金改善に要する経費 (2) 当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分</p>
補助額	<p>補助額は、次の計算式により算出された金額とする。</p> <p>$11,000円 \times 賃金改善対象者数 \times 事業実施月数$</p> <p>※賃金改善対象者数とは、賃金改善を行う常勤職員数に、1か月あたりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤職員の1か月あたりの勤務時間数で除した非常勤職員数（常勤換算）を加えたものをいう。</p>
補助要件	<p>(1) 賃金改善加算補助実施計画書（第12号様式）を作成すること。また、計画の具体的な内容を職員に周知すること。</p> <p>(2) 賃金改善加算補助の補助額は、職員の賃金改善及び当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に全額充てること。</p> <p>(3) 賃金改善加算補助の実施に伴う賃金改善が賃上げ効果の継続に資するよう、最低でも賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ること。</p> <p>(4) 賃金改善加算補助の実施により改善を行う賃金項目以外の賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させていないこと。</p> <p>(5) 賃金改善加算補助の実施により講じた賃金改善の水準を維持すること。</p>

別表9（第3条第2項）

項目	常勤職員の産前・産後休暇に伴う代替職員配置経費補助						
補助額	<p>産前・産後休暇を取得する職員の職位に応じて、次のとおり補助上限額を決定する。ただし、下表の補助上限額の括弧内の金額については、当該職員が多胎妊娠の場合に適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>産前・産後休暇を取得する常勤職員の勤務時間</th> <th>補助上限額（年額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>週30時間以上</td> <td>544,000円（854,000円）</td> </tr> <tr> <td>週25時間以上30時間未満</td> <td>458,000円（720,000円）</td> </tr> </tbody> </table>	産前・産後休暇を取得する常勤職員の勤務時間	補助上限額（年額）	週30時間以上	544,000円（854,000円）	週25時間以上30時間未満	458,000円（720,000円）
産前・産後休暇を取得する常勤職員の勤務時間	補助上限額（年額）						
週30時間以上	544,000円（854,000円）						
週25時間以上30時間未満	458,000円（720,000円）						
補助対象経費	<p>常勤職員が産前・産後休暇を取得する期間について、運営主体が当該職員に第3条第3項に定める職員給与最低基準以上の給与を支払う場合の当該期間（14週。ただし、多胎妊娠の場合は22週）の代替職員の配置にかかる人件費。 なお、当該職員の産前・産後休暇が当該年度だけでなく次年度に渡る場合は、日割りで加算額を積算する。</p>						

別表10（第3条第2項）

項目	活動場所加算補助															
補助対象クラブ	<p>以下のいずれかの条件を満たすクラブ （1）活動場所（※）が3か所以上のクラブ （2）活動場所（※）が2か所であり、活動場所の所在する階または棟が異なるクラブ ※当該加算補助における活動場所とは、届出要綱第3条第1項に定める放課後児童健全育成事業開始届または届出要綱第4条第1項に基づく放課後児童健全育成事業変更届（以下、「届出」という。）の「面積及び構造」に記載している専用ルームまたは兼用ルームを指す。ただし、区長が認める場合はこの限りではない。 なお、学校の校舎内に兼用ルームがある場合を除き、別棟のキッズクラブについては当該加算補助の対象外となる。</p>															
算定基準	当該年度の6月、9月、12月の各月1日時点の届出に基づき決定する。															
補助額	<p>補助額は四半期ごとに以下のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>算定時点</th> <th>補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1四半期</td> <td>6月1日時点</td> <td>259,000円</td> </tr> <tr> <td>第2四半期</td> <td>9月1日時点</td> <td>259,000円</td> </tr> <tr> <td>第3四半期</td> <td>12月1日時点</td> <td>259,000円</td> </tr> <tr> <td>第4四半期</td> <td>12月1日時点</td> <td>261,000円</td> </tr> </tbody> </table>	期間	算定時点	補助額	第1四半期	6月1日時点	259,000円	第2四半期	9月1日時点	259,000円	第3四半期	12月1日時点	259,000円	第4四半期	12月1日時点	261,000円
期間	算定時点	補助額														
第1四半期	6月1日時点	259,000円														
第2四半期	9月1日時点	259,000円														
第3四半期	12月1日時点	259,000円														
第4四半期	12月1日時点	261,000円														
補助対象経費	人件費・事業費・管理運営費等															

別表11（第8条第2項）

項目	提出書類
基本補助	
開所日数加算補助	<ul style="list-style-type: none"> ・すくすく【区分2】登録者名簿（実施要綱第3号様式） ・すくすく【区分2】登録児童の利用申込書の写し
夏季休業期間加算補助	
障害児受入加算補助	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児等受入に係る加算補助対象児童名簿（第9号様式）
障害児受入推進加算補助	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象児童であることがわかる書類（支援や配慮を要する児童の申立書（第1号様式）及び児童状況書（第1の2号様式）の写し、身体障害者手帳の写し 等）
障害児受入強化推進加算補助	<ul style="list-style-type: none"> ・月別開所状況及び職員配置状況を証する書類 ・障害児の受入に係る研修の受講状況を証する書類
医療的ケア児受入加算補助	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児等受入に係る加算補助対象児童名簿（第9号様式） ・医療的ケア児受入加算補助対象児童であることが分かる書類 ※次の(1)～(4)の書類全て <ul style="list-style-type: none"> (1) 補助対象児童が通う学校の「医療的ケア実施可否結果通知書」の写し (2) 医療的ケアに関する主治医指示書の写し (3) 保護者からの医療的ケアに関する申込書兼同意書の写し (4) 医療的ケア児受入実施計画書
放課後児童支援員等キャリアアップ処遇改善費補助	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童支援員等キャリアアップ処遇改善費補助 対象者一覧（第10号様式） ・放課後児童支援員等キャリアアップ処遇改善費補助 要件確認表（第11号様式） ・放課後児童支援員であることを証する書類（研修受講修了証等） ※申請初年度のみ ・職歴を証する書類（勤務実績証明書等） ※過年度に同一の内容で提出している場合は省略可 ・本市が指定する研修を受講したことを証する書類 ・キャリアアップ体系を設けていることを証する書類（就業規則等） ・賃金が改善されたことを証する書類（前年度の就業規則等） <p>※過年度に提出している場合は省略可</p>
賃金改善加算補助	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金改善加算補助実施計画書（第12号様式） ・賃金改善加算補助賃金改善見込額等内訳書（第13号様式） ・賃金が改善されたことを証する書類（前年度の就業規則等） <p>※過年度に提出している場合は省略可</p>
保護者負担減免額相当補助	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者負担減免額相当補助対象児童名簿（第14号様式） ・実施要綱別表3に規定する保護者負担減免額相当補助の対象世帯であることがわかる書類（就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせの写し、保護証明書の写し、市民税・県民税課税（非課税）証明書の写し 等）
人材育成加算補助	<ul style="list-style-type: none"> ・実施要綱第9条第4項に基づく研修計画※7月の執行状況報告のみ ・人材育成加算補助実施報告書（第15号様式）※1月の執行状況報告のみ
常勤職員の産前・産後休暇に伴う代替職員配置経費補助	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤職員の産前・産後休暇に伴う代替職員配置経費補助確認書（第16号様式） ・常勤職員の出産予定日がわかる書類（母子健康手帳の写し、診断書の写し 等）
ウクライナ避難民支援加算補助	<ul style="list-style-type: none"> ・ウクライナからの避難民への支援内容を証する書類

支援や配慮を要する児童の申立書

年 月 日

横浜市 区長

所在地

法人名

代表者職氏名

(クラブ名)

放課後キッズクラブ

横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金交付要綱別表1に基づき、支援や配慮を要する児童であることを申し立てます。

児童氏名	
学年	
利用区分 (該当するものを ○囲み)	・わくわく【区分1】
	・すくすく(ゆうやけ)【区分2A】
	・すくすく(ほしぞら)【区分2B】
登録年月日	

【保護者確認欄】

放課後キッズクラブから、次の①から③について説明を受け、了解しました。

- ①放課後キッズクラブの運営主体が、支援や配慮を要する児童の申立てを行うこと
- ②放課後キッズクラブにおける児童の状況及び児童への支援や配慮の内容
- ③必要に応じて、児童の状況及び児童への支援や配慮の内容について学校と情報を共有すること

年 月 日

保護者氏名(自署) _____

児 童 状 況 書

児童氏名		クラブ名	
学年		利用区分	

1 次の項目について、該当する番号に○をつけてください。

<ol style="list-style-type: none"> 1 状況や場面に応じた行動ができない。 2 静かに遊んだり余暇活動を行ったりすることができない。 3 質問が終わる前に出し抜けて答えてしまう。 4 順番を待つことが出来ない。(一番になりたがる、非常に勝敗にこだわる) 5 他人を妨害し、邪魔をする。(他人の会話やゲームなどに干渉する) 6 特定の事、ものなどに強度のこだわりを持つ。 7 突然興奮することがあり、乱暴な言葉遣いや振る舞いをする。 8 全体のルールを受け入れられず、友達との遊びに入れない。 9 その他 ()

2 該当する項目について、どのような支援や配慮が必要か記載してください。
(具体的な状況及び配慮の内容を記載)

<p><具体的な状況の詳細></p> <p><支援や配慮の内容></p>

3 保護者への説明状況

--

記入者	職名	氏名
-----	----	----

【学校等関係機関確認欄】

<p>上記の記載内容について放課後キッズクラブから説明を受け、当該児童が、放課後キッズクラブを利用するにあたり、支援や配慮が必要であることを確認しました。</p>		
		年 月 日
記入者	職名	氏名

(申請先)
横浜市 区長

(申請者)
所在地
法人名
代表者職氏名
(クラブ名)

横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金交付申請書〔運営費補助〕

年度横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金〔運営費補助〕の交付を受けたいので、次のとおり申請します。
なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金交付要綱を遵守します。

1 補助対象期間 年 月 日 ~ 年 月 日

2 申請額 円

【回ごとの金額内訳】

第1回受領予定額	第2回受領予定額	第3回受領予定額	第4回受領予定額

3 算定根拠（要綱別表1～10）

(1) 基本補助

①基礎部分

	単位1	単位2	単位3	単位4	単位5	単位6
対象児童数※1						
開所日数※2						
補助額						

※1 前年度の4～12月実績平均等により算出

※2 前年度の4～12月実績及び1～3月見込みの合計等により算出

②子ども教室基礎部分（一律2,164,000円）

③子ども教室規模調整部分

支援の単位数	
対象児童数	
補助額	

※ 前年度の4～12月実績平均等により算出

基本補助合計 (①+②+③)

(2) 開所日数加算補助

	単位1	単位2	単位3	単位4	単位5	単位6
補助対象日数 (250日超過分)						
補助額						

※ 前年度の4～12月実績及び1～3月見込みの合計等により算出

開所日数加算補助 合計

(3) 長時間開所加算補助

	単位 2	単位 3	単位 4	単位 5	単位 6
補助対象時間数					
補助額					

長時間開所 加算補助 合計

※ 前年度の4～12月実績及び1～3月見込みの合計等により算出

(4) 子ども教室加算補助

クラブ全体の 平均利用児童数 (A)	
わくわく【区分1】の 平均利用児童数 (B)	
割合 (B/A)	
補助額	

子ども教室 加算補助

※ 前年度の4～6月実績により算出

(5) 障害児受入加算補助

障害児 利用児童数	
--------------	--

障害児受入 加算補助

※前年度の年間実績平均等により算出

(6) 障害児受入推進加算補助 ※利用見込みの該当事由を選択。（本要綱別表4の算定基準①～②）

	単位 1	単位 2	単位 3	単位 4	単位 5	単位 6
事由						
補助額						

障害児受入推進 加算補助 合計

※前年度の障害児の利用実績等に応じて算出

①：すくすく【区分2A・B】登録の補助対象児童の利用登録があった場合

②：条件①に該当しないが、わくわく【区分1】登録の補助対象児童の利用登録があった場合
（※当該条件に該当し補助対象となる支援の単位数は各月において「1」を超えないものとする）

(7) 障害児受入強化推進加算補助

	単位 1	単位 2	単位 3	単位 4	単位 5	単位 6
補助対象 児童数						
補助額						

障害児受入強化推 進加算補助 合計

※前年度4月のすくすく【区分2A・B】の障害児の登録人数等に応じて算出

(8) 医療的ケア児受入加算補助

	単位 1	単位 2	単位 3	単位 4	単位 5	単位 6
配置						
送迎						
補助額						

医療的ケア児受入 加算補助 合計

※前年度12月の医療的ケア児に対する看護師等の配置の実績等により算出

(9) 育成支援体制強化加算補助

育成支援体制強化 加算補助

(10) 放課後児童支援員等キャリアアップ処遇改善費補助

	単位1	単位2	単位3	単位4	単位5	単位6
支援員Ⅰ						
支援員Ⅱ						
支援員Ⅲ						
補助額						

キャリアアップ 加算補助 合計

※前年度のキャリアアップ処遇改善費補助の対象職員数において算出
 ※支援の単位あたりの上限：919,000円

(11) 賃金改善加算補助

賃金改善 対象者数※	
---------------	--

賃金改善加算補助 合計

※前年度1月執行状況報告の賃金改善対象者数等により算出

(12) 保護者負担減免額相当補助

	補助対象児童数	補助額	
		4～6、9～3月	7～8月
すくすく(ゆうやけ) 【区分2A】			
すくすく(ほしぞら) 【区分2B】			

保護者負担減免 加算補助 合計

※前年度12月の保護者負担減免の対象児童数等に応じて算出

(13) 活動場所加算補助

活動場所数	
活動場所の状況(※)	

活動場所加算補助

※前年度3月1日時点により記載
 ※活動場所数が「2」の場合のみ

(14) その他 (別表1注5～注7に該当する場合等)

その他 補助額

4 添付書類

- (1) 運営概況 (第3号様式)
- (2) 活動計画書 (第4号様式)
- (3) 収支予算書 (第5号様式)
- (4) 資金計画表 (第6号様式)
- (5) その他区長が必要と認める書類

※行又は列が足りない場合は適宜追加すること。

年 月 日

(申請先)
横浜市 [] 区長

(申請者)

所在地

法人名

代表者職氏名

(クラブ名)

横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金交付申請書〔開設費補助〕

年度 横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金〔開設費補助〕の交付を受けたいので、次のとおり申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則(平成17年11月30日横浜市規則第139号)及び横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金交付要綱を遵守します。

1 補助対象期間 _____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日

2 申請額 _____ 円

(申請先)
横浜市 区長

(申請者)

所在地

法人名

代表者職氏名

(クラブ名)

横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金交付申請書〔準備費補助〕

年度 横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金〔準備費補助〕の交付を受けたいので、次のとおり申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金交付要綱を遵守します。

1 補助対象期間 _____ 年 月 日 ～ _____ 年 月 日

2 申請額 _____ 円

運 営 概 況

クラブ名: 放課後キッズクラブ

年間開所日数	単位1	単位2	単位3	単位4	単位5	単位6
	日	日	日	日	日	日
職員数 ※申請日時点		支援員	補助員	その他職員	合計	
	常勤職員	人	人	人	人	
	非常勤職員	人	人	人	人	
利用料を除く 保護者負担金 (1か月分)	おやつ代	材料費	(その他)	(その他)	合計	
	円	円	円	円	円	
利用料を除く 保護者負担金 の考え方	おやつ代					
	材料費					
	その他					
児童に加入 させる保険	保険の名称					
	児童1人あたりの 保険料					
特記事項						

※行又は列が足りない場合は適宜追加すること。

活動計画書

クラブ名: 放課後キッズクラブ

月	実施内容(プログラム)
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
1	
2	
3	
評議会開催予定月	開催予定月を記入 半期に1回以上開催してください。 (・)
保護者会等開催予定月	開催予定月を記入 半期に1回以上開催してください。 (・)

年度 収支予算書

クラブ名： 放課後キッズクラブ

(収入)

項目	金額(円)	説明
1. 横浜市補助金		
2. 保護者負担金 (1)+(2)+(3)+(4) +(5)		
(1) 利用料		
		わくわく【区分1】
		すくすく(ゆうやけ) 【区分2A】
		すくすく(ほしぞら) 【区分2B】
(2) 保険料		
(3) おやつ代		
(4) 材料費		
(5) その他		
3. その他収入		
総収入額 (1+2+3)		

(支出)

項目	金額(円)	説明
1. 人件費 ((1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6)+(7)+(8)+(9))		
(1) 主任基本給 (賞与含む)		
(2) 副主任基本給 (賞与含む)		
(3) 障害児受入推進加算補助経費		
(4) 障害児受入強化推進加算補助経費		
(5) 医療的ケア児受入加算補助経費		
(6) 育成支援体制強化加算補助経費		
(7) キャリアアップ処遇改善費補助経費		
(8) 賃金改善加算補助経費		
(9) その他人件費		
2. 事業費 ((1)+(2))		
(1) 育成支援体制強化加算補助経費		
(2) その他事業費		
3. 管理運営費 ((1)+(2)+(3))		
(1) 医療的ケア児受入加算補助経費		
(2) 育成支援体制強化加算補助経費		
(3) その他管理運営費		
4. 児童処遇費 ((1)+(2)+(3)+(4))		
(1) 保険料		
(2) おやつ代		
(3) 材料費		
(4) その他		
5. その他		
総支出額 (1+2+3+4+5)		

第 号
年 月 日

(名称)

(代表者名)

様

横浜市

区長

横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金交付決定通知書〔運営費補助〕

年 月 日付で申請のあった横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金〔運営費補助〕を次のとおり交付します。

1 交付金額

- 円

※ 金額内訳及び
交付時期

月（第1回支払額）	円
月（第2回支払額）	円
月（第3回支払額）	円
月（第4回支払額）	円

2 交付対象クラブ

3 補助対象期間

年 月 日 ～ 年 月 日

4 交付条件

- (1) 放課後キッズクラブ事業実施のために使用し、他の用途に流用しないこと。
- (2) 補助金支払いの請求にあたっては、本通知書の写しを添付すること。
- (3) 区長が定める期日までに、横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金執行状況報告書（第8号様式）を提出すること。
- (4) 補助事業終了後、区長が定める期日までに、横浜市放課後キッズクラブ事業実績報告書〔運営費補助〕（第19-1号様式）を提出すること。

5 留意事項

- (1) 交付金額確定後、実績金額との差引を精算します。
- (2) 補助金事業に係る収支を明らかにした帳簿を備え、当該収支及び支出についての帳票類は事業年度終了後5か年保管してください。
- (3) 余剰金が生じたときは、速やかに返還してください。
- (4) 虚偽その他不正な手続きによって補助金の交付を受けたときは、補助金の全部又は一部の返還を求め場合があります。
- (5) 必要があると認めるときは、経理等の状況について調査をすることがあります。

6 備考

第 号
年 月 日

(名称)

(代表者名)

様

横浜市 区長

横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金交付決定通知書〔開設費補助〕

年 月 日付で申請のあった横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金〔開設費補助〕を次のとおり交付します。

1 交付金額 _____ 円（交付時期： 月）

2 交付対象クラブ _____

3 補助対象期間 _____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日

4 交付条件

- (1) 新規に開設または運営法人が変更になる放課後キッズクラブの初度調弁のために使用し、他の用途に流用しないこと。
- (2) 補助金支払いの請求にあたっては、本通知書の写しを添付すること。
- (3) 補助事業終了後、区長が定める期日までに、横浜市放課後キッズクラブ事業実績報告書〔開設費補助〕（第19-2号様式）を提出すること。

5 留意事項

- (1) 交付金額確定後、実績金額との差引を精算します。
- (2) 補助金事業に係る収支を明らかにした帳簿を備え、当該収支及び支出についての帳票類は事業年度終了後5か年保管してください。
- (3) 余剰金が生じたときは、速やかに返還してください。
- (4) 虚偽その他不正な手続きによって補助金の交付を受けたときは、補助金の全部又は一部の返還を求める場合があります。
- (5) 必要があると認めるときは、経理等の状況について調査をすることがあります。

6 備考

第 号
年 月 日

(名称)

(代表者名)

様

横浜市 区長

横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金交付決定通知書〔準備費補助〕

年 月 日付で申請のあった横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金〔準備費補助〕を次のとおり交付します。

1 交付金額 _____ 円（交付時期： 月）

2 交付対象クラブ _____

3 補助対象期間 _____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日

4 交付条件

- (1) 放課後キッズクラブ事業実施にあたっての常勤職員の研修参加に要する人件費、開設準備に要する人件費に使用するものとし、他の用途に流用しないこと。
- (2) 補助金支払いの請求にあたっては、本通知書の写しを添付すること。
- (3) 補助事業終了後、区長が定める期日までに、横浜市放課後キッズクラブ事業実績報告書〔準備費補助〕（第19-3号様式）を提出すること。

5 留意事項

- (1) 交付金額確定後、実績金額との差引を精算します。
- (2) 補助金事業に係る収支を明らかにした帳簿を備え、当該収支及び支出についての帳票類は事業年度終了後5か年保管してください。
- (3) 余剰金が生じたときは、速やかに返還してください。
- (4) 虚偽その他不正な手続きによって補助金の交付を受けたときは、補助金の全部又は一部の返還を求める場合があります。
- (5) 必要があると認めるときは、経理等の状況について調査をすることがあります。

6 備考

（報告先）
横浜市 区長

（報告者）
所在地
法人名
代表者職氏名
（クラブ名） 放課後キッズクラブ

横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金執行状況報告書（月提出分）

年度放課後キッズクラブ事業費補助金について、以下のとおり執行状況を報告します。

1 基本補助

(1) 基礎部分

・対象児童数（単位：人）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
単位1													
単位2													
単位3													
単位4													
単位5													
単位6													

・開所日数（単位：日）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	補助額
単位1														
単位2														
単位3														
単位4														
単位5														
単位6														

(2) 子ども教室基礎部分

補助額

(3) 子ども教室規模調整部分

	4月	5月	6月
支援の単位数			
平均			

	4月	5月	6月
対象児童数(※)			
平均			

※1単位の場合のみ

補助額

(1)～(3) 補助額

円

2 開所日数加算補助

・補助対象日数（250日超過分）

	日数	補助額
単位1		
単位2		
単位3		
単位4		
単位5		
単位6		

補助額

円

3 長時間開所加算補助
・補助対象時間数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均	補助額
単位2														
単位3														
単位4														
単位5														
単位6														

補助額
円

4 夏季休業期間加算補助

支援の単位数					増えた単位の開所日数	
4月	5月	6月	7月	8月	7月	8月
平均					合計	

補助額
円

※1月以降の執行状況報告時に算出

5 子ども教室加算補助

	4月	5月	6月
クラブ全体の平均利用児童数 (A)			
わくわく【区分1】の平均利用児童数 (B)			
割合 (B/A)			
平均			

補助額
円

6 障害児受入加算補助

(単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
利用児童数													

補助額
円

※1月から3月は12月実績

7 障害児受入推進加算補助

(単位：円)

支援の単位		追加配置できていた日数 (※)											補助額	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		3月
1	対象月													
	日数													
2	対象月													
	日数													
3	対象月													
	日数													
4	対象月													
	日数													
5	対象月													
	日数													
6	対象月													
	日数													

補助額
円

※1月から3月は12月実績

8 障害児受入強化推進加算補助

(単位：円)

支援の単位		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	補助額
1	障害児数													
	強化①日数													
	強化②日数													
	強化③日数													
2	障害児数													
	強化①日数													
	強化②日数													
	強化③日数													
3	障害児数													
	強化①日数													
	強化②日数													
	強化③日数													
4	障害児数													
	強化①日数													
	強化②日数													
	強化③日数													
5	障害児数													
	強化①日数													
	強化②日数													
	強化③日数													
6	障害児数													
	強化①日数													
	強化②日数													
	強化③日数													

補助額
円

※1月から3月は12月実績

9 医療的ケア児受入加算補助（単位：円）

支援の単位		医療的ケア児の利用実績（看護師等を配置していた月のみ○を選択）												補助額	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
配置	○														
	○														
送迎	○														
	○														

補助額
円

10 育成支援体制強化加算補助（単位：円）

補助額
円

11 放課後児童支援員等キャリアアップ処遇改善費補助（単位：円）

	単位1	単位2	単位3	単位4	単位5	単位6
補助額						

補助額
円

12 賃金改善加算補助（単位：円）

補助額
円

13 保護者負担減免額相当補助

（単位：人）

利用区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
すくすく（ゆうやけ）【区分2A】													
すくすく（ほしぞら）【区分2B】													

※1月から3月は12月実績

補助額
円

14 人材育成加算補助（単位：人）

	常勤職員	非常勤職員
対象職員数		

補助額
円

15 常勤職員の産前・産後休暇に伴う代替職員配置経費補助（単位：円）

補助額	
-----	--

補助額
円

16 活動場所加算補助

	6月	9月	12月
活動場所数			
活動場所の状況（※）			

※活動場所数が「2」の場合のみ

算定基準

補助額
円

17 その他（別表1注5～注7に該当する場合等）

補助額
円

合計額（A）	円
交付決定済額（B）	円
差額（A - B）	円

18 添付書類（該当がある場合のみ）

- (1) すくすく【区分2】登録者名簿（実施要綱第3号様式）
- (2) すくすく【区分2】登録児童の利用申込書の写し
- (3) 障害児等受入に係る加算補助対象児童名簿（第9号様式）
- (4) 補助対象児童であることがわかる書類（支援や配慮を要する児童の申立書（第1号様式）及び児童状況書（第1の2号様式）の写し等）
- (5) 月別開所状況及び職員配置状況を証する書類
- (6) 障害児の受入に係る研修の受講状況を証する書類
- (7) 放課後児童支援員等キャリアアップ処遇改善費補助 対象者一覧（第10号様式）
- (8) 放課後児童支援員等キャリアアップ処遇改善費補助 要件確認表（第11号様式）
- (9) 放課後児童支援員であることを証する書類（研修受講修了証等）
- (10) 職歴を証する書類（勤務実績証明書等）
- (11) 本市が指定する研修を受講したことを証する書類
- (12) キャリアアップ体系を設けていることを証する書類（就業規則等）
- (13) 賃金が改善されたことを証する書類（前年度の就業規則等）
- (14) 賃金改善加算補助実施計画書（第12号様式）
- (15) 賃金改善加算補助改善額見込額等内訳書（第13号様式）
- (16) 賃金改善を行っていることを証する書類（改正前及び改正後の就業規則等）
- (17) 保護者負担減免額相当補助対象児童名簿（第14号様式）
- (18) 保護者負担減免額相当補助の対象世帯であることを証する書類（市民税・県民税課税（非課税）証明書の写し等）
- (19) 実施要綱第9条第4項に基づく研修計画
- (20) 人材育成加算補助実施報告書（第15号様式）
- (21) 常勤職員の産前・産後休暇に伴う代替職員配置経費補助確認書（第16号様式）
- (22) 常勤職員の出産予定日がわかる書類（母子健康手帳の写し、診断書の写し等）
- (23) その他（ ）

※行が足りない場合は適宜追加すること。

障害児等受入に係る加算補助対象児童名簿(月提出分)

クラブ名:

1. 補助対象児童利用登録状況

No.	学年	児童氏名	事由	利用登録状況 (上段: 利用区分、下段: 支援の単位)													
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月					
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	

- ※「事由」欄は以下に基づいて記入すること。
- ① 個別支援学級または特別支援学校等在籍児童
 - ② 身体障害者手帳、療育手帳(愛の手帳)または精神障害者手帳が提出されている児童
 - ③ 支援や配慮を要する児童の申立書(第1号様式)及び児童状況書(第1の2号様式)が提出されている児童
 - ④ 別表6に定める医療的ケア児受入加算補助の補助対象であって、看護師等の措置を受けている児童

2. 利用区分別利用登録状況

利用区分別利用登録状況	利用登録状況												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月				
わくわく【区分1】	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
すくすく【区分2】	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
支援の単位①	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
支援の単位②	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
支援の単位③	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
支援の単位④	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
支援の単位⑤	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
支援の単位⑥	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

※ 上記利用区分別登録状況の()内の数字は医療的ケア児(事由④)の人数を含まない数字

3. 添付書類(当該年度に既に提出されている書類については区長の判断により添付を省略できることとする)

- (1) 利用申込書
- (2) 以下の書類(「1. 補助対象児童利用登録状況」の「事由」が①の場合を除き、各事由に応じて添付すること)
- 「身体障害者手帳、療育手帳(愛の手帳)または精神障害者手帳」の写し(事由②の場合)
 - 「支援や配慮を要する児童の申立書」(第1号様式)及び「児童状況書」(第1の2号様式)(事由③の場合)
 - 別表6に定める以下の書類すべて(事由④の場合)
 - 医療的ケア実施可否結果通知書の写し
 - 医療的ケアに関する主治医指示書の写し
 - 医療的ケアに関する申込書兼同意書の写し
 - 医療的ケア実施計画書

※ 行が足りない場合は適宜追加すること。

放課後児童支援員等キャリアアップ処遇改善費補助 対象者一覧（ 月提出分）

該当するものに○

新規 ・ 継続

クラブ名： _____

支援の単位： _____

（単位：円）

No.	職員名	事由（※）												上段：補助金算定基準額【A】 下段：補助対象経費上限額【B】	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
合計															

※行が足りない場合は適宜追加すること。

補助額（補助金算定基準額合計と補助上限額を比較して少ない方の額） _____ 円

※「事由」欄は以下に基づいて記入すること。

- ① 支援員Ⅰ 放課後児童支援員
- ② 支援員Ⅱ 経験年数が概ね5年以上の放課後児童支援員で、キャリアアップ研修を受講した者
- ③ 支援員Ⅲ 経験年数が概ね10年以上の放課後児童支援員で、キャリアアップ研修を受講した事業所長的立場にある者
- ④ 補助員Ⅰ 補助員
- ⑤ 補助員Ⅱ 経験年数が概ね5年以上の補助員で、キャリアアップ研修を受講した者

<添付資料>

要件に応じて次の書類を添付すること。

- 1 放課後児童支援員等キャリアアップ処遇改善費補助 要件確認表（第11号様式） ※必須
- 2 ①支援員Ⅰ、②支援員Ⅱ及び③支援員Ⅲ）放課後児童支援員であることを証する書類（研修受講修了証等）※当該職員が初めて補助対象となる場合のみ
- 3 ②支援員Ⅱ、③支援員Ⅲ及び⑤補助員Ⅱ）職歴を証する書類（勤務実績証明書等） ※当該職員が当該事由で初めて補助対象となる場合のみ
- 4 ②支援員Ⅱ、③支援員Ⅲ及び⑤補助員Ⅱ）本市が指定する研修を受講したことを証する書類 ※1月執行状況報告時に添付
- 5 キャリアアップ体系を設けていることを証する書類 ※必須
- 6 前年度の賃金を証する書類 ※事業所として、初めて放課後児童支援員等キャリアアップ処遇改善費補助を申請する場合のみ

放課後児童支援員等キャリアアップ処遇改善費補助 要件確認表

該当するものに○

新規 ・ 継続

クラブ名：

支援の単位：

申請日： 年 月 日

No.	職員名	該当要件	新規・変更 (※1)	キャリアアップ研修 要受講者	経験年月（ 年4月1日現在）						給与（※2）		賃金改善項目				
					現在の事業所		過去に勤務していた事業所		合計		前年度給与		今年度給与		基本給	手当	賞与
1					年	か月	年	か月	年	か月							
2					年	か月	年	か月	年	か月							
3					年	か月	年	か月	年	か月							
4					年	か月	年	か月	年	か月							
5					年	か月	年	か月	年	か月							
6					年	か月	年	か月	年	か月							
7					年	か月	年	か月	年	か月							
8					年	か月	年	か月	年	か月							
9					年	か月	年	か月	年	か月							
10					年	か月	年	か月	年	か月							

- ※1 新たに支援員Ⅱ、支援員Ⅲ、補助員Ⅱ（要件の変更を含む）になった職員は「○」を記入し、職歴を証する書類を添付すること
- ※2 給与欄は新たにキャリアアップ処遇改善費補助を申請するクラブのみ記入
- ※3 行が足りない場合は適宜追加すること。

賃金改善加算補助 実施計画書

クラブ名：

1. 補助額

① 事業実施期間	令和 年 月 ~ 令和 年 月
② 補助基準額	 円

2. 賃金改善見込額

③ 賃金改善見込額	 円
④ うち、基本給又は決まって毎月支払う手当による賃金改善見込額	 円
⑤ 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分	 円
⑥ 賃金改善見込額合計(③+⑤)	 円

3. 要件の確認

※合致しない要件がある場合は、補助対象外です。

賃金改善額の2/3以上が基本給又は決まって毎月支払う手当によって改善されていること (③×2/3≦④)	
賃金改善額合計 (⑥) が補助基準額 (②) 以上となっていること	
本加算補助による賃金改善に係る計画の具体的内容を職員に周知していること	
本加算補助の実施により講じた賃金改善の水準を維持すること	

上記の内容について、全ての職員に対し周知をした上で、提出していることを証明いたします。

年 月 日

運営主体名：
 代表者職氏名：

賃金改善加算補助 賃金改善見込額等内訳書

クラブ名：

就業規則等で定めた常勤職員の1か月あたりの勤務時間数	120.0 時間
----------------------------	----------

NO.	職員名	職種	常勤・非常勤の別	新規・変更 (※1)	補助単価 (月額)	常勤職員数	非常勤職員数(常勤換算)		賃金改善実施月数	補助基準額	令和 年 月～令和 年 月分			賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担分の増分	1か月あたりの平均賃金改善見込額	備考
							1か月あたりの勤務時間数	常勤換算値			賃金改善見込額					
											基本額又は決まって毎月支払う手当	その他				
1				<input type="checkbox"/>	11,000円			0.0人		0円			0円			
2				<input type="checkbox"/>	11,000円			0.0人		0円			0円			
3				<input type="checkbox"/>	11,000円			0.0人		0円			0円			
4				<input type="checkbox"/>	11,000円			0.0人		0円			0円			
5				<input type="checkbox"/>	11,000円			0.0人		0円			0円			
6				<input type="checkbox"/>	11,000円			0.0人		0円			0円			
7				<input type="checkbox"/>	11,000円			0.0人		0円			0円			
8				<input type="checkbox"/>	11,000円			0.0人		0円			0円			
9				<input type="checkbox"/>	11,000円			0.0人		0円			0円			
10				<input type="checkbox"/>	11,000円			0.0人		0円			0円			
11				<input type="checkbox"/>	11,000円			0.0人		0円			0円			
12				<input type="checkbox"/>	11,000円			0.0人		0円			0円			
13				<input type="checkbox"/>	11,000円			0.0人		0円			0円			
14				<input type="checkbox"/>	11,000円			0.0人		0円			0円			
15				<input type="checkbox"/>	11,000円			0.0人		0円			0円			
16				<input type="checkbox"/>	11,000円			0.0人		0円			0円			
17				<input type="checkbox"/>	11,000円			0.0人		0円			0円			
18				<input type="checkbox"/>	11,000円			0.0人		0円			0円			
19				<input type="checkbox"/>	11,000円			0.0人		0円			0円			
20				<input type="checkbox"/>	11,000円			0.0人		0円			0円			
21				<input type="checkbox"/>	11,000円			0.0人		0円			0円			
22				<input type="checkbox"/>	11,000円			0.0人		0円			0円			
23				<input type="checkbox"/>	11,000円			0.0人		0円			0円			
24				<input type="checkbox"/>	11,000円			0.0人		0円			0円			
25				<input type="checkbox"/>	11,000円			0.0人		0円			0円			
26				<input type="checkbox"/>	11,000円			0.0人		0円			0円			
27				<input type="checkbox"/>	11,000円			0.0人		0円			0円			
28				<input type="checkbox"/>	11,000円			0.0人		0円			0円			
29				<input type="checkbox"/>	11,000円			0.0人		0円			0円			
30				<input type="checkbox"/>	11,000円			0.0人		0円			0円			
合計						0.0人		0.0人	0か月	0円	0円	0円	0円			

※1 新たに賃金改善を行う者（賃金改善額の変更を含む）は または を記入し、賃金改善を行っていることを証する書類を添付すること。
 ※2 クラブで勤務する職員のうち、賃金改善を行う者（職種問わず、非常勤を含み、経営に携わる法人の役員を除く。）を記載すること。
 ※3 行が足りない場合は適宜追加すること。

保護者負担減免額相当補助対象児童名簿（ 月提出分）

クラブ名：

1. 利用料減免状況

No.	学年	児童氏名	利用料減免状況（上段：利用区分、下段：事由※）										
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
合計	すくすく（ゆうやけ）【区分2A】												
	すくすく（ほしぞら）【区分2B】												

※利用料減免状況の下段の欄は、以下の減免事由から選択し、記入すること。

- ① 「横浜市の就学援助を受けている世帯」に該当
- ② 「市民税所得割非課税世帯」に該当
- ③ 「生活保護世帯」に該当

※行が足りない場合は適宜追加すること。

2. 添付書類（当該年度に既に提出されている書類については区長の判断により添付を省略できることとする）

(1) 利用申込書

(2) 以下のいずれかの書類

- 「就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ、私立学校等就学奨励費の審査結果及び支給についてのお知らせ、私立学校等就学奨励費の認定審査結果のお知らせ、または就学援助認定通知」の写し（減免事由①の場合）
- 「市民税・県民税課税（非課税）証明書、給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額通知書または市民税・県民税税額決定・納税通知書」の写し（減免事由②の場合） ※ 4～5月は前年度分、6～12月は当該年度分の証明書等を添付すること。
- 「保護証明書または生活保護費支給証」の写し（減免事由③の場合）

人材育成加算補助実施報告書

クラブ名：

1 運営主体主催の研修の実施日及び内容

	研修名	研修内容	研修時間	研修実施日
1				
2				
3				
4				
5				

2 人材育成加算補助の補助対象となる研修の受講者名簿

	氏名	常勤職員・非常勤職員の別
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		

	合計
常勤職員	
非常勤職員	

※行が足りない場合は適宜追加すること。

常勤職員の産前・産後休暇に伴う代替職員配置経費補助確認書

クラブ名： _____

1 産前・産後休暇取得職員

(1) 氏名	
(2) 週あたりの勤務時間	
(3) 出産予定日	年 月 日
(4) 休暇付与予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
(5) 多胎妊娠の有無 (多胎妊娠の場合は○を選択)	

2 補助額

_____ 円

3 添付書類

母子健康手帳の写し 又は 診断書の写し

4 留意事項

産前・産後休暇が次年度に渡る場合は、日割りで補助額を積算します。

(申請先)
横浜市 区長

(申請者)
所在地
法人名
代表者職氏名
(クラブ名)

横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金変更交付申請書

年 月 日に交付決定を受けた横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金について、交付金額の変更を申請します。

1 補助対象期間 年 月 日 ~ 年 月 日

2 補助金変更交付申請額 円

(1) 交付決定済額 円

(2) 差引（追加交付金額） 円

3 変更申請額内訳

項目	交付決定済額	変更交付申請額	差引 (追加交付金額)
基本事業費			
基本補助			
基礎部分			0円
子ども教室基礎部分			0円
子ども教室規模調整部分			0円
開所日数加算補助			0円
長時間開所加算補助			0円
夏季休業期間加算補助			0円
子ども教室加算補助			0円
特別加算			
障害児受入加算補助			0円
障害児受入推進加算補助			0円
障害児受入強化推進加算補助			0円
医療的ケア児受入加算補助			0円
育成支援体制強化加算補助			0円
放課後児童支援員等キャリアアップ処遇改善費補助			0円
賃金改善加算補助			0円
保護者負担減免額相当補助			0円
人材育成加算補助			0円
産前・産後休暇に伴う代替職員配置経費補助			0円
活動場所加算補助			0円
その他			0円
合 計			

第 号
年 月 日

(名称)

(代表者名)

様

横浜市 区長

横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金変更交付決定通知書

年度放課後キッズクラブ事業費補助金について、次のとおり変更して交付します。

1 変更交付決定額 _____ 円

(1) 交付決定済額 _____ 円

(2) 追加交付額 _____ - 円

※ 金額内訳及び
交付時期 { 月 (第1回支払額) _____ 円
月 (第2回支払額) _____ 円
月 (第3回支払額) _____ 円
月 (第4回支払額) _____ 円
月 (その他) _____ 円

2 交付対象クラブ _____

3 補助対象期間 _____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日

4 交付条件

- (1) 放課後キッズクラブ事業実施のために使用し、他の用途に流用しないこと。
- (2) 補助金支払いの請求にあたっては、本通知書の写しを添付すること。
- (3) 補助事業終了後、区長が定める期間までに横浜市放課後キッズクラブ事業実績報告書[運営費補助]（第19-1号様式）を提出すること。

5 留意事項

- (1) 交付金額確定後、実績金額との差引を精算します。
- (2) 補助金事業に係る収支を明らかにした帳簿を備え、当該収支及び支出についての帳票類は事業年度終了後5か年保管してください。
- (3) 余剰金が生じたときは、速やかに返還してください。
- (4) 虚偽その他不正な手続によって補助金の交付を受けたときは、補助金の全部又は一部を取り消し、返還を求める場合があります。
- (5) 必要があると認めるときは、経理等の状況について調査をすることがあります。

6 備考

(報告先)
横浜市 区長

年 月 日

(報告者)
所在地
法人名
代表者職氏名
(クラブ名)

放課後キッズクラブ

年度 横浜市放課後キッズクラブ事業実績報告書[運営費補助]

年度横浜市放課後キッズクラブ事業[運営費補助]の実績について、次のとおり報告します。

1 収支報告

(うち補助金額)

- 1 総収入額 _____ 円 (_____) 円
- 2 総支出額 _____ 円 (_____) 円
- 3 差引残額 _____ 円 (_____) 円

2 戻入額

項目	戻入額
収支報告の差引による戻入額（うち補助金）	
基本事業費の戻入額	
基本補助（基礎部分）	
開所日数加算補助	
長時間開所加算補助	
特別加算の戻入額	
障害児受入推進加算補助	
障害児受入強化推進加算補助	
医療的ケア児受入加算補助	
育成支援体制強化加算補助	
放課後児童支援員等 キャリアアップ処遇改善費補助	
賃金改善加算補助	
執行状況報告による戻入	
合計	

3 補助金確定額 _____ 円

4 添付書類（該当がある場合のみ）

- (1) 基本事業費報告書（第20号様式）
- (2) すくすく【区分2】登録者名簿（実施要綱第3号様式）
- (3) 職員別、補助項目別の当該年度の給与額が分かる書類
- (4) 領収書の写し（1件あたりの支払額が10万円以上の場合）
- (5) 見積書の写し（1件あたりの支払額が100万円以上と見込まれる場合に徴収した2社以上の見積書の写し）
- (6) 障害児受入に係る補助対象経費等報告書（第21号様式）
- (7) 医療的ケア児受入加算補助対象経費等報告書（第22号様式）
- (8) 育成支援体制強化加算補助対象経費等報告書（第23号様式）
- (9) 放課後児童支援員等キャリアアップ処遇改善費補助 対象経費積算書（第24号様式）
- (10) 賃金改善加算補助実施報告書（第25号様式）
- (11) 賃金改善加算補助賃金改善額内訳書（第26号様式）
- (12) 積立金額が分かる通帳等の写し（積立金がある場合）
- (13) その他区長が必要と認める書類

【総収入額内訳】

項目	金額	説明
1. 横浜市補助金		第1回 年 月 日 ¥ -
		第2回 年 月 日 ¥ -
		第3回 年 月 日 ¥ -
		第4回 年 月 日 ¥ -
		その他 年 月 日 ¥ -
		その他 年 月 日 ¥ -
2. 保護者負担金 ((1) + (2) + (3) + (4) + (5))		
(1) 利用料		
(2) 保険料		
(3) おやつ代		
(4) 材料費		
(5) その他		
3. その他収入		
総収入額 (1 + 2 + 3)		

【総支出額内訳】

項目	横浜市補助金		保護者負担金	その他収入	合計	説明
	補助金	戻入金				
1. 人件費（(1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6)+(7)+(8)+(9)）						
(1) 常勤職員						
(2) 非常勤職員						
(3) 障害児受入推進加算補助経費						
(4) 障害児受入強化推進加算補助経費						
(5) 医療的ケア児受入加算補助経費						
(6) 育成支援体制強化加算補助経費						
(7) キャリアアップ処遇改善費補助経費						
(8) 賃金改善加算補助経費						
(9) その他						
2. 事業費（(1)+(2)）						
(1) 育成支援体制強化加算補助経費						
(2) その他						
3. 管理運営費（(1)+(2)+(3)）						
(1) 医療的ケア児受入加算補助経費						
(2) 育成支援体制強化加算補助経費						
(3) その他						
4. 児童処遇費（(1)+(2)+(3)+(4)）						
(1) 保険料						
(2) おやつ代						
(3) 材料費						
(4) その他						
5. 執行状況報告による戻入						
6. その他						
総支出額（1+2+3+4+5+6）						

(報告先)

横浜市

区長

(報告者)

所在地

法人名

代表者職氏名

(クラブ名)

放課後キッズクラブ

年度 横浜市放課後キッズクラブ事業実績報告書[開設費補助]

年度横浜市放課後キッズクラブ事業〔開設費補助〕の実績について、次のとおり報告します。

1 収支報告

(うち補助金額)

- 1 総収入額 _____ 円 (_____) 円
- 2 総支出額 _____ 円 (_____) 円
- 3 差引残額 _____ 円 (_____) 円

【総収入額内訳】

(単位：円)

項目	金額	説明
横浜市補助金		(年 月 日) 円
その他収入		
合計		

【総支出額内訳】

(単位：円)

項目	横浜市補助金	その他収入	合計	説明
支出額				

2 対象経費一覧

件名	金額	備考
合計		

(報告先)

横浜市

区長

(報告者)

所在地

法人名

代表者職氏名

(クラブ名)

放課後キッズクラブ

年度 横浜市放課後キッズクラブ事業実績報告書〔準備費補助〕

年度横浜市放課後キッズクラブ事業〔準備費補助〕の実績について、次のとおり報告します。

1 収支報告

(うち補助金額)

- 1 総収入額 _____ 円 (_____) 円
- 2 総支出額 _____ 円 (_____) 円
- 3 差引残額 _____ 円 (_____) 円

【総収入額内訳】

(単位：円)

項目	金額	説明
横浜市補助金		(年 月 日) ¥
その他収入		
合計		

【総支出額内訳】

(単位：円)

項目	横浜市補助金	その他収入	合計	説明
支出額				

2 対象経費一覧

件名	金額	備考
合計		

基本事業費報告書

クラブ名：

1 開所状況の報告

(1) 基本補助（基礎部分）

・対象児童数（単位：人）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
単位1													
単位2													
単位3													
単位4													
単位5													
単位6													

・開所日数（単位：日）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	補助額
単位1														
単位2														
単位3														
単位4														
単位5														
単位6														

(2) 開所日数加算補助

・補助対象日数（250日超過分）

	日数	補助額
単位1		
単位2		
単位3		
単位4		
単位5		
単位6		

(3) 長時間加算補助対象時間数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均	補助額
単位2														
単位3														
単位4														
単位5														
単位6														

2 補助額の算定

項目	執行状況報告 （1月）によって算 定された補助額	実績報告によって 算定された補助額	戻入額
基本補助（基礎部分）			
開所日数加算補助			
長時間開所加算補助			

※行が足りない場合は、適宜追加すること。

障害児受入に係る補助対象経費等報告書

クラブ名：

1 障害児受入推進加算補助

(1) 補助対象者等

No.	氏名	属する 支援の単位	補助対象経費(円)
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			

(2) 補助対象経費合計

(単位：円)

支援の単位	1	2	3	4	5	6	合計
対象経費							
補助上限額							
補助額※1							
戻入額※2							

※1 補助額は支援の単位ごとの対象経費と補助上限額を比較して低い金額

※2 対象経費が補助上限額を下回る場合、その差額

2 障害児受入強化推進加算補助

(1) 補助対象者等

No.	氏名	属する 支援の単位	補助対象経費(円)
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			

(2) 補助対象経費合計

(単位：円)

支援の単位	1	2	3	4	5	6	合計
対象経費							
補助上限額							
強化①							
強化②							
強化③							
補助額※1							
戻入額※2							

※1 補助額は支援の単位ごとの対象経費と補助上限額を比較して低い金額

※2 対象経費が補助上限額を下回る場合、その差額

※行が足りない場合は適宜追加すること。

医療的ケア児受入加算補助対象経費等報告書

クラブ名：

1 対象経費一覧

	月	支出科目	摘要	補助対象経費(円)
配置	4			
	5			
	6			
	7			
	8			
	9			
	10			
	11			
	12			
	1			
	2			
	3			
合 計				0 円
送迎	4			
	5			
	6			
	7			
	8			
	9			
	10			
	11			
	12			
	1			
	2			
	3			
合 計				0 円

2 補助額

<u>配置</u>	(1) 補助対象経費	0 円
	うち、人件費	0 円
	うち、管理運営費	
	(2) 補助上限額	
	(3) 補助額（(1)と(2)を比較して低い額）	
	(4) 戻入額（(1) < (2)の場合、その差額）	
<u>送迎</u>	(1) 補助対象経費	0 円
	うち、人件費	0 円
	うち、管理運営費	0 円
	(2) 補助上限額	
	(3) 補助額（(1)と(2)を比較して低い額）	
	(4) 戻入額（(1) < (2)の場合、その差額）	

育成支援体制強化加算補助対象経費等報告書

クラブ名：

本報告書に記載している対象経費には、他の助成を受けているものは含まれていません。

1 対象経費一覧

No.	支出科目	摘要	補助対象経費(円)
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
合 計			

※行が足りない場合は適宜追加すること。

2 補助額

(1) 補助対象経費

うち、人件費

うち、事業費

うち、管理運営費

(2) 補助上限額

(3) 補助額（(1)と(2)を比較して低い額）

(4) 戻入額（(1) < (2)の場合、その差額）

放課後児童支援員等キャリアアップ処遇改善費補助 対象経費積算書

クラブ名: 支援の単位:

(単位:円)

No.	職員名	事由(※)												補助対象経費 上限額【A】	賃金改善額等 (実績)【B】	(内 訳)		補助対象経費(実績) 【C】 (AとBを比較して 少ない方の額)
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			賃金改善額	その他 対象経費	
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		
合計																		

※行が足りない場合は適宜追加すること。

- 1 執行状況報告(1月分)によって算定された補助額 円
- 2 補助対象経費(各職員の補助対象経費(実績)【C】の合計額) _____ 円
- 3 補助額(1、2を比較して低い額) _____ 円
- 4 戻入額(1>2の場合、その差額) _____ 円

※ 「事由」欄は以下に基づいて記入すること。

- ① 支援員Ⅰ 放課後児童支援員
- ② 支援員Ⅱ 経験年数が概ね5年以上の放課後児童支援員で、キャリアアップ研修を受講した者
- ③ 支援員Ⅲ 経験年数が概ね10年以上の放課後児童支援員で、キャリアアップ研修を受講した事業所長的立場にある者
- ④ 補助員Ⅰ 補助員
- ⑤ 補助員Ⅱ 経験年数が概ね5年以上の補助員で、キャリアアップ研修を受講した者

賃金改善加算補助 実施報告書

クラブ名：

1. 補助額

① 事業実施期間	令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 ~ 令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月
② 補助基準額	<input type="text"/> 円

2. 賃金改善額

③ 賃金改善額	<input type="text"/> 円
④ うち、基本給又は決まって毎月支払う手当による賃金改善額	<input type="text"/> 円
⑤ 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分	<input type="text"/> 円
⑥ 賃金改善額合計(③+⑤)	<input type="text"/> 円

3. 要件の確認

※合致しない要件がある場合は、補助対象外です。

賃金改善額の2/3以上が基本給又は決まって毎月支払う手当によって改善されていること (③×2/3≦④)	<input type="text"/>
賃金改善額合計 (⑥) が補助基準額 (②) 以上となっていること	<input type="text"/>
本加算補助による賃金改善に係る計画の具体的内容を職員に周知していること	<input type="text"/>
本加算補助の実施により講じた賃金改善の水準を維持すること	<input type="text"/>

上記の内容について、全ての職員に対し周知をした上で、提出していることを証明いたします。

 年 月 日運営主体名：
代表者職氏名：

賃金改善加算補助 賃金改善額内訳書

クラブ名：

NO.	職員名	常勤・ 非常勤の別	令和 年 月 ～ 令和 年 月分			
			賃金改善 実施月数	賃金改善額		
				基本給又は 決まって毎月 支払う手当	その他	
1				円	円	円
2				円	円	円
3				円	円	円
4				円	円	円
5				円	円	円
6				円	円	円
7				円	円	円
8				円	円	円
9				円	円	円
10				円	円	円
11				円	円	円
12				円	円	円
13				円	円	円
14				円	円	円
15				円	円	円
16				円	円	円
17				円	円	円
18				円	円	円
19				円	円	円
20				円	円	円
21				円	円	円
22				円	円	円
23				円	円	円
24				円	円	円
25				円	円	円
26				円	円	円
27				円	円	円
28				円	円	円
29				円	円	円
30				円	円	円
計				円	円	円

※クラブで勤務する職員のうち、賃金改善を行う者（職種問わず、非常勤を含み、経営に携わる法人の役員を除く。）を記載すること。

※行が足りない場合は適宜追加すること。

第 号
年 月 日

(名称)

(代表者名)

様

横浜市 区長

横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金交付額確定通知書〔運営費補助〕

年 月 日付で交付決定した 年度横浜市放課後キッズクラブ事業
費補助金〔運営費補助〕について、 年 月 日付実績報告書等に基づき、次
のとおり確定したので通知します。

1 対象クラブ

2 確定額

円

第 号
年 月 日

(名称)

(代表者名)

様

横浜市 区長

横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金交付額確定通知書〔開設費補助〕

年 月 日付で交付決定した 年度横浜市放課後キッズクラブ事業
費補助金〔開設費補助〕について、年 月 日付実績報告書等に基づき、次
のとおり確定したので通知します。

1 対象クラブ

2 確定額

円

第 号
年 月 日

(名称)

(代表者名)

様

横浜市 区長

横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金交付額確定通知書〔準備費補助〕

年 月 日付で交付決定した 年度横浜市放課後キッズクラブ事業
費補助金〔準備費補助〕について、年 月 日付実績報告書等に基づき、次
のとおり確定したので通知します。

1 対象クラブ

2 確定額

円

第 号
年 月 日

(名称)

(代表者名)

様

横浜市 区長

横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金交付決定取消通知書[運営費補助]

年 月 日付で交付決定した横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金[運営費補助]について、次のとおり取消しましたので通知します。

1 交付対象クラブ

2 取消額

3 取消理由

第 号
年 月 日

(名称)

(代表者名)

様

横浜市 区長

横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金交付決定取消通知書〔開設費補助〕

年 月 日付で交付決定した横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金〔開設費補助〕について、次のとおり取消しましたので通知します。

1 交付対象クラブ

2 取消額

3 取消理由

第 号
年 月 日

(名称)

(代表者名)

様

横浜市 区長

横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金交付決定取消通知書〔準備費補助〕

年 月 日付で交付決定した横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金〔準備費補助〕について、次のとおり取消しましたので通知します。

1 交付対象クラブ

2 取消額

3 取消理由

年 月 日

横浜市 区長

(申請者)

所在地

法人名

代表者職氏名

(クラブ名)

放課後キッズクラブ

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年度横浜市放課後キッズクラブ事業に関する補助金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

1 消費税及び地方消費税に係る確定申告の有無（該当するものに○）

（ 有 ・ 無 ）

2 補助額及び消費税仕入控除税額（1で「有」とした場合のみ記載）

補助金名称	補助金交付額確定通知書		補助金の確定額（円）	消費税及び地方消費税の申告に係る仕入控除税額（円）
	日付	文書番号		

※該当がある場合のみ記載

※行が足りない場合は適宜追加すること。

3 添付書類（1で「無」と記入した場合は添付不要）

- (1) 仕入控除税額の積算の内訳を証する書類
- (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- (3) 課税売上割合、控除対象仕入税額等の計算表（写し）
- (4) 特定収入割合の計算表（該当がある場合のみ）（写し）